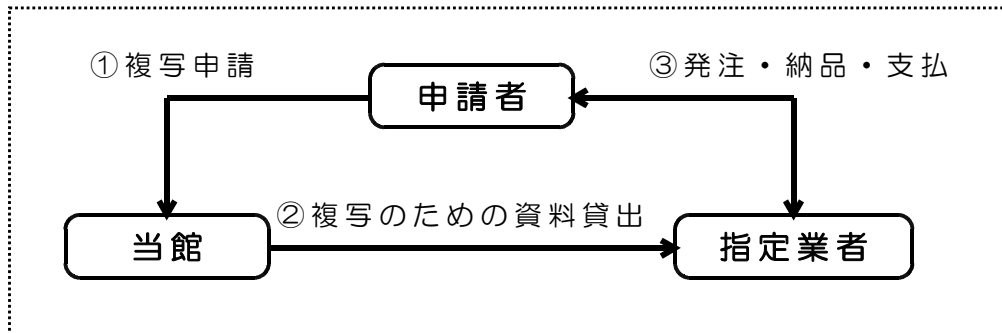


県政映画の複写について

映画フィルムの複製物であるDVD資料は、当館の指定する業者に発注して、複写することができます（有料）。

ただし、複写できるDVD資料は、秋田県制作のものに限ります。

※ 複写物を放送番組等で放映又は映写会で上映しようとする場合は、あらかじめ当館の許可を受ける必要があります。（裏面参照）



〈申請方法〉

閲覧・複写申請書に必要事項を記入のうえ、閲覧室カウンターに提出または秋田県公文書館に送付してください。

〈複写物の受取りと複写料金の支払い〉

複写物は、指定業者が案内する方法でお受取りになり、複写料金は直接指定業者にお支払ください。

また、具体的な複写サービスの内容・受取予定日・料金等については、指定業者に直接お問い合わせください。当館では仲介行為はできませんので、直接ご自身で交渉していただくことになります。

〈指定業者〉

指定業者は、次のとおりです。

株式会社みどり光学社
〒010-0923 秋田市旭北錦町2-36
TEL 018-862-5180
FAX 018-863-4530
URL <http://www.e-midori.co.jp/>



〈指定業者の複写料金〉

| 複写の種類 | | 単価(税込) |
|-------|-----------|----------------|
| 映像資料 | DVD → DVD | 資料1本につき 1,730円 |
| | VHS → DVD | 資料1本につき 1,730円 |

出版・掲載・放映等許可申請について

資料の複写物を次のようなことに使用される方は、あらかじめ当館の許可を受ける必要があります。出版・掲載・放映等許可申請書(署名押印した原本、印鑑は公式に発行した文書であることを示すもの)を、閲覧室カウンターへ提出または秋田県公文書館あてに送付してください。

- (1) 複写物の全部若しくは一部を出版、出版物に掲載又は放送番組等で放映。
- (2) 資料を翻刻し、出版又は出版物に掲載(論文等への単なる引用は除く)。

〈許可〉

当館が申請書を受理した場合、許可または不許可を決定し、申請者へ書面で通知します。

〈許可の基準〉

出版・掲載・放映等許可申請は、次のいずれにも該当する場合に許可しています。

- (1) 公文書館の設置の目的に反するおそれがないこと。
- (2) 公文書館の業務に支障をきたすおそれがないこと。
- (3) 第三者のプライバシー等人権を侵害するおそれがないこと。
- (4) 当館で所蔵している映画の著作物のうち秋田県が制作者であること。

※ 秋田県以外の制作者には、映画会社やテレビ放送会社等があります。

〈申請者の順守事項〉

申請者は次のことを守らなければいけません。

- (1) 資料は、申請した目的以外で使用しないこと。
- (2) 当該資料が公文書館所蔵である旨を明記しまたは明示すること。
- (3) 第三者のプライバシー等人権を侵害することのないよう、細心の注意を払うこと。
- (4) 出版・掲載・放映により生ずる著作権法上その他の責任は、申請者が負うこと。
- (5) 掲載した後は、出版物等を1部公文書館に提出すること。

〈申請書の記入方法〉

申請書は、以下を参考に記入してください。

・「申請者」の記入方法

申請者の住所・氏名を記入し押印します。申請者が法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の氏名を記入します。

・「出版物・放映番組等」の記入例

「発行・放映目的」:「研究論文で資料を解説する」「テレビ番組で資料を紹介する」「ウェブサイトで資料を紹介する」

「掲載・放映方法」:「複写した画像を挿絵として出版物に掲載する」「複写した映像を番組内で放送する」「複写した画像をパネルにして展示する」